

甲種防火管理者資格取得講習会実施案内

八幡市消防本部
京田辺市消防本部

1 目的

消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定による甲種防火管理者の資格を消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1号の規定に基づき付与することを目的とする。

2 受講対象者及び定員

消防法第8条の規定による甲種防火管理者の資格を新規取得しようとする者で、八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町に居住又は勤務する者。なお、定員は**48名**とします。(定員の割振り:「八幡市**24名**」「京田辺市・井手町・宇治田原町で**24名**」合計**48名**となります。)

3 受講日及び場所

- (1)月日 令和7年11月19日(水)・20日(木)(2日間)
- (2)場所 八幡市八幡植松19-1 八幡市消防本部4階 コミュニティ消防・防災センター

4 受講申込期間

令和7年10月20日(月)から10月24日(金)まで。(午前9時から午後4時まで。)
※定員になり次第締め切ります。

5 受講申込方法

受講申込書に必要事項を記入し、写真(6ヶ月以内に撮影した無帽の正面上半身、無背景、縦4cm×横3cm)を貼付して居住地又は勤務地を管轄する八幡市消防本部・京田辺市消防本部・京田辺市消防署北部分署・京田辺市消防署井手分署・京田辺市消防署宇治田原分署に提出し、受講票の交付を受けて下さい。

また、八幡市のホームページの「暮らし」→「消防・救急」→「お知らせ」→「令和7年度甲種防火管理者資格取得講習会」から受講申込書をダウンロード、京田辺市のホームページの「暮らし・環境」→「防災・救急・消防」→「消防」→「お知らせ」→「令和7年度甲種防火管理者資格取得講習会」から受講申込書をダウンロードできます。

6 受講料

無料です。(別途テキスト代が必要となります。)

7 テキスト

講習では次のテキストを使用します。なお、テキストは講習会当日、会場の受付で販売します。テキスト代は**5,500円(防火管理六法、図説防火管理、消防計画作成の手引き)**となります。

8 受講日及び内容

第1日	9:00~9:30	9:30~9:40	9:40~10:50	11:00~11:50	休憩	13:00~14:30	14:40~16:30
	受付 テキスト販売	あいさつ	防火管理の意義 と制度の概要	火災の現象		危険物等の 安全管理・ 地震対策	教育・訓練
第2日	8:45~9:00	9:00~9:50	10:00~11:50	休憩	13:00~14:30	14:40~15:00	15:10~16:20
	受付	出火防止と 収容人員の 管理	施設設備の 維持管理・ 自衛消防		防火管理の進め 方と消防計画	効果測定	防火映画 修了証交付

9 修了証の交付

- (1)この講習の全課程を修了した者に、修了証を交付します。
- (2)修了証の交付を受けた者は、消防法第8条の規定による甲種防火管理者の資格を取得したことになります。

10 その他

- (1)定員になり次第締め切りますので早めに申し込みをしてください。
- (2)受講者は、2日間とも筆記用具及び受講票を持参してください。
- (3)受講当日(2日間とも)は、受付時間内に会場に集合してください。
- (4)講習テキストは、最新のものを使用しますので必ずご購入ください。
- (5)効果測定において基準点未満の受講者には、再講習を受けていただく場合があります。
- (6)駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。
(京阪バス・バス停「久保田」下車直ぐ、又は「大芝」から徒歩5分。)
- (7)1日目の教育・訓練は屋外で実施しますので、防寒対策を行ってください。
- (8)問い合わせ先

八幡市消防本部 予防課	075(981)0304
京田辺市消防本部 予防課	0774(63)7826
京田辺市消防署北部分署	0774(65)0119
京田辺市消防署井手分署	0774(82)3000
京田辺市消防署宇治田原分署	0774(88)5500

11 会場内の飲食について

- (1)水分補給は、随時行っていただいて結構です。
- (2)講義室内については、11時50分から13時00分の休憩時間内のみ、食事が可能です。
※ゴミは各自責任を持ってお持ち帰り下さい。

講習会場案内図 (京阪バス 久保田バス停下車すぐ。)

